

ニュースレター第3号 — 発送のご挨拶 —

弁護士法人たくみ法律事務所代表の  
宮田卓弥です。

「ニュースレター第3号」を送付させていただきます。

暖春の候、皆様におかれましてはますますのご健勝のこととお慶び申し上げます。

桜花がまさにいっせいに花さかんとする季節となりました。今年の冬は一層寒く、福岡では珍しく積雪がある等、とても冷え込みましたね。

寒さを乗り越えた桜はより一層美しく咲き、私達を和ませ、元気づけてくれることでしょう。

私達も負けずに精進したいと存じます。

季節の変わり目でもありますので、くれぐれもご自愛下さいませ。



ピックアップLAW NEWS

『印紙税法改正—領収書は5万円から！』

昨年4月1日に施行された「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部改正が行われ、今年4月1日から印紙税の非課税範囲が拡大されました。

○領収書にかかる印紙税の非課税範囲の拡大

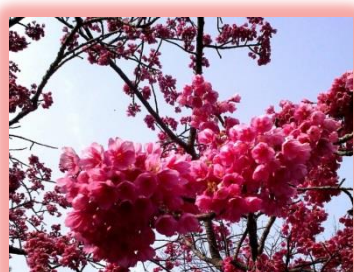
これまで、受取金額が3万円以上となる領収書等を作成した場合には、印紙税が課税されていましたが、今回の改正によって、今年4月1日以降に作成される **5万円未満の領収書等が非課税となり、印紙を貼る**

**必要がなくなりました**（5万円以上の領収書等を作成した場合には、これまでどおり印紙税が課税されます。）。

なお、印紙税の課税対象となる『金銭又は有価証券の受取書』とは、「領収書」、「領収証」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、『金銭又は有価証券の受取書』に該当しますのでご注意ください。

また、消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は領収書等に記載された受取金額に含めないこととされています。

従いまして、本体価格48,000円、消費税額等3,840円（4月から8%！）の場合には、受取金額が5万円未満となるので、印紙税は非課税となります。



# 事務所スタッフ紹介

# 弁護士 桑原 淳



前回に引き続き、他己紹介ということで、事務のものより紹介させていただきます。

今回は、我が事務所の微笑みの貴公子、

**弁護士桑原淳(くわはら じゅん)**です。

弁護士桑原は、交通事故の重症被害者の案件や、家事事件、建物の明渡し請求等、多岐にわたり色々な事件の解決に臨んでいます。

また、東京での社会人経験があり、視野の広さを活かして日々の相談や交渉、依頼者とのやりとりを行っております。

本人としては、表に出るのがあまり得意ではないとのことですが、自ら周りを和ませるよう行動したり、普段から後輩を気にかけてたりと、気配りができ腰の低い、とても親しみやすい先生です。

最近では、セミナーの講師をされたりと、弁護士業以外にも幅広く活動しています。

右の写真は、平成26年3月8日の(株)船井総合研究所主催セミナーでのゲスト講演の様子です。

交通事故事件に取り組まれている約50名の弁護士の先生方を対象に、後遺障害認定のノウハウやサポートについて話されました。



今後のますますの活躍が楽しみです。

## たくみの日常 「弁護士会 桑原 淳」

弁護士桑原の、勤務中以外の一面をのぞいてみましょう。

弁護士桑原は、お酒をよく飲み、懇親会等、飲み会の席に参加することが多いです。

依頼者から、お酒を頂くこともあります。

最近、禁煙に取り組んでいるようで(ここ5年くらい禁煙すると言っていますが・・・)、皆様おススメの禁煙グッズのご紹介をお願いいたします!

禁煙頑張ります!



## 雑記帳 新アイテム「解決事例集」



交通事故案件の解決事例集を作成しました!

解決した案件を、怪我の部位ごとにまとめたものです。

事例毎の後遺障害診断書・認定票・損害額計算書を綴じ、流れが分かるようにしております。

相談時の、ご依頼を頂いてからの流れ等、依頼者へ説明の際のアイテムとしても役立っています。

## たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第2回	「最低限知っておくべき契約書作成のポイント」	4月17日(木) 19時～
第3回	「需要拡大!人身傷害保険とその有用性について」(予定)	6月12日(木) 19時～
第4回	「それはハラスメントです! -企業のセクハラ・パワハラ対策-」(予定)	8月21日(木) 19時～

**\*次回セミナーは、今回のスタッフ紹介で登場した弁護士桑原が担当します。詳しくは、3ページ目の申込ご案内を是非ご確認ください。**



弁護士法人

(旧)宮田法律事務所

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分  
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分  
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分  
都市高速天神北ICより車で5分

# 4月17日開催 第2回 たくみセミナー（先着8名様） 「最低限知っておくべき契約書作成のポイント」

第2回セミナー講師  
桑原 淳



たくみ法律事務所と  
企業法務や保険に関する知識を深めませんか  
第2回セミナーテーマ

「**口頭だけのやりとりで本当に大丈夫ですか！？**  
—最低限知っておくべき契約書作成のポイント—」

日々業務を行われている中で、従前からお付き合いのある取引先と口頭で契約のやりとりをされることも多いかと思えます。

また、契約書なるものを渡され、信頼している先だから大丈夫だろうと思い、よく読まずにサインすることもあるのではないかと思います。

契約書を作成する目的は様々ありますが、一番の目的は、**トラブルが起きてしまった場合の相互の責任を明確にしておくこと**にあります。

契約書を作っておかずにトラブルが起きてしまうと、想定外の損害が生じてしまったり、予防できたはずの紛争に巻き込まれたりしてしまいます。また、契約書を作っておいたとしても、取引に応じた適切な契約書でなければ、トラブルが起きてしまった場合の解決の指針とならないこともあり得ます。

当セミナーでは、紛争を未然に防ぐために、**最低限知っておくべき契約書作成のポイント** をご紹介いたします。

開催日時：平成26年4月17日（木）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：2000円（資料代込・**但し顧問先は無料**）

※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、4月11日（金）までに、お早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話ください。  
（FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848）

貴社名	
ご芳名	
ご住所	
ご連絡先	TEL FAX
Eメールアドレス	@
その他	（セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです）